

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第16号

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年寒川町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第6号中「（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）」を削り、「いう。」の次に「第14号並びに」を加え、「、第6号及び第8号」を「及び第6号」に改め、同項第12号及び第13号中「（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）」を削り、同項に次の1号を加える。

- (14) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年度において別表第5の1週間の勤務日の日数の区分に応じ同表の日数欄に掲げる日数の範囲内の期間

第14条第2項第5号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子

の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をする」に改め、同項第8号を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。